

# 引越約款

本約款は国土交通省告示第468号の標準引越運送、取扱約款(以下引越約款と言う)に基づきます。

## 第4条 取り扱い除外品目

引越約款第三章の2に基づき次の荷物をお引き受けする事は出来ません。

1. 現金、有価証券、宝石貴金属、現金通帳、キャッシュカード、印鑑等荷送人が携帯する事が出来る貴重品、並びに1点又は1セットが30万円を越える貴重品。
2. 火薬類、その他危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼす恐れのあるもの。
3. 動植物、美術品、骨董品、変色し易い毛皮或いは液体、酒、油等運送に当たって特殊な管理を要する為他の荷物と同時に運送する事に適さないもの。
4. 運送取扱い上特別な扱いが必要な商品。コンピュータ機器、精密機械、シャンデリア、剥製等の置物、薬品類。但し運送に充分耐えられる梱包をお客様にて実施して頂き当社の晃かな過失以外の自己が発生しても一切の異議を申し立てないかぎり、引越し荷物として取り扱いする事が出来ます。梱包は当社でも有料で承っています。

## 第7条 荷物の梱包

お客様で荷物の梱包を実施される場合は荷物の性質、重量容積、運送距離等に応じて運送に適するようにして頂きます。

ただし荷物の梱包が運送に適さないときは、お客様に必要な荷造りを再度お願いするか、またはお客様にかわり当社が有料に必要な荷造りを実施します。

## 第8条 荷物の種類及び性質の確認

荷物を受け取る時、第4条該当品がない事の確認を求める事があります。

さらにお客様の告知に疑義があるときはお客様の同意と立ち会いのもとで荷物を点検する事ができ、この場合の点検費用はお客様の告知どおりであれば当社が、告知と異なる時はお客様のご負担とします。

## 第9条 荷物の引き渡し

当社は見積書に記載した引渡日に荷物の引き渡しを行います。

**第12条** お客様の都合により指定日に荷物の引き渡しが出来ない場合荷物を倉庫業者に委託し又は供託若しくは競売に付すことがあります。

これに要した費用はお客様の負担とします。

## 第13条 指図

お客様は運送の中止、返送、転送その他につき指図する事が出来ます。必要な場合は実費がかかります。

但し運送上の支障があると判断される時にはこの限りではありません。

## 第15条 事故等

当社は荷物の全部の滅失を発見したときは、遅滞なくお客様に告知いたします。荷物の相当部分の毀損を発見した際も同様とします。

## 第19条 運賃等の精算

1. 当社は原則として荷物を受け取る時に現金にて運賃等を収受致します。  
振り込みによるお支払いの場合は見積契約時にお申し出の上引越しの前々日までにお願います。お振り込みが確認出来ない場合は作業をお断り致します。
2. 荷物を受け取る時に運賃等金額を収受しなかった時は荷物の引き渡し時に残額の支払いを受けます。この支払いの無い時は荷物の引き渡しを拒否する事が出来ます。
3. 運賃等の会社請求の取り扱い  
お見積り時にお申し出になった以外の変更には応じかねます。

## 一時保管

ご希望により一時保管も承っておりますが詳細は「トランクルーム使用契約書」によります。

(四国運輸局認定トランクルーム第17号)

## 第21条 解約の場合の処置

次の場合に解約又は延期手数料を頂きます。

1. 引越し前日の解約又は延期の場合は運賃の10%。
2. 引越し当日の解約又は延期の場合は運賃の20%。
3. 解約手数料とは別に、当社が既の実施、又は着手した附帯サービスに要した費用を頂きます。
4. 既にお渡し済みの梱包資材は返却をご希望であれば当社がお渡ししたままの状態でご持参頂いた時に限り、引き取らせて頂きます。

## 申告内容の相違

転居先(降し地)の円滑な作業、道幅等についてはお客様の責任で確認して下さい。お聞きした状況と異なり特別作業車等が必要な時には別途料金を頂きます。

## 午後のご契約

午後の作業時間は正確なお約束が出来ませんので、大幅な時間遅れ等があってもそのための補償は致しません。

## 第22条 責任と補償

当社は当社が実施した荷物の梱包、保管および運送に関し当社が注意を怠らなかった事を証明しない限り、荷物の滅失、毀損について損害賠償の責任を負います。

1. 当社の賠償保険にてお客様の大切な家財をお守りし万一の場合に備えております。
2. 万一作業員の不手際によりお荷物に破損等が生じた時は作業責任者にお申し付けのうえその旨ご記入ご署名下さい。
3. 引越約款第9章 25条により当社の責任は荷物を引き渡した日から3ヶ月以内にご通知をいただかない限り消滅致します。
4. 引越荷物で全損の場合は、その使用年数、使用頻度等を考慮し当該時点での査定価格を最高額として賠償示談に応じます。
5. 機械、電化製品の内部の故障については賠償責任に応じかねます。
6. 家屋の内外部で高価な部材が使用され、別途保険が必要と考えられるときはお客様のご負担で請負賠償保険にご加入下さい。
7. 運送保険、賠償保険に関してはそれぞれの保険約款に則って処理致します。

## 第23条 免責事項

当社は次の事由による荷物の滅失、毀損又は遅延の損害については損害賠償の責任を負いません。

1. 荷物の欠陥、自然消耗
2. 荷物の性質による発火、爆発、蒸れ、かび、腐敗、変色、錆びその他これに類似する事由。
3. ストライキ、サボタージュ、社会的騒擾その他の事变又は強盗。
4. 不可抗力による火災。
5. 予見出来ない異常な交通傷害。
6. 地震、津波、洪水、暴風雨、地滑り、山くずれその他の転載。
7. 法令、公権力の発動による運送の差し止め、開封、没収、差し押さえ又は第三者への引き渡し。
8. お客様の故意又は荷受人等の過失。

## 第26条 当社は遅延により生じた損害につき次により賠償致します。

1. 見積書に記載した受取日に受取をしなかった時、受取遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。
2. 見積書に記載した引渡日に荷物の引渡しをしなかったとき、引越しの遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。
3. 前1,2項にかかわらず、当社の故意又は重大な過失によって荷物に受取又は引越しの遅延が生じたときは、当社はそのにより生じた損害を賠償します。

## 第27条 時効

当社の責任は、お客様が荷物を受け取った日から1年を経過したときは、時効により消滅します。

## 電話でのお申込

本契約は電話でのお申込の場合にも適用致します。

**作業終了後の室内の点検により積み忘れ等のチェックはお客様で責任を持ってお願いし、作業終了後の車の内部の点検と確認を併せてお願い致します。**